

平成 23 年 5 月 30 日

一般社団法人外国損害保険協会

いわゆる保険の銀行窓販に関する当協会の意見

【要望事項】

保険業法施行規則第 212 条の 2 第 3 項の削除を要望します。少なくとも、同項第 1 号イの「当該銀行等が法人又はその代表者に対し」を「当該銀行等が小規模事業者である法人又はその代表者に対し」の旨に改めることを要望します。

【理 由】

企業にとり、損害保険はリスク・マネジメントを行うための手段の一つであり、経営状況を熟知する当該企業に融資する銀行等が、融資先企業に保険を含むリスク・マネジメントのコンサルティング・提案を行うことは、当該企業のリスクの改善に資するのみならず、当該企業に与信を提供する銀行等の信用リスクの改善にも資するものである。これを一律に制限することは、融資先企業及び銀行等にとり、適切なリスク・マネジメントを行う機会を減少させることになり、適当ではない。

また、現行規制においては、リスク・マネジメントの手段の一つであるデリバティブ等の証券商品に関してはこの種の制限がなく、また、貿易信用保険分野において、保険業法の適用を受けない独立行政法人日本貿易保険(NEXI)は銀行等を通じて融資先企業に販売できるのに対して、民間保険会社はまったく販売できず、これらは著しく衡平を欠くものとする。

以上